

# 【養父市子どもスポーツ安全保険補助金】

## 1 事業の目的

市内の中学生以下が所属するスポーツ活動団体及び文化活動団体の活性化を図るため、養父市内の中学生以下の子どもたちに係る傷害保険の加入費用を助成し、子どもたちとその家族及び指導者が、安心してスポーツや文化活動に取り組める環境づくりを行う。

## 2 対象者

市内で年間を通して定期的にスポーツ活動または文化活動を行う非営利の団体（4名以上・指導者を含む）で活動する養父市内の中学生以下の子ども。

### スポーツ団体とは・・・

養父市内を活動拠点とし、自主的なアマチュアスポーツ活動を行っている団体で、一般市民や地域住民に広く参加の機会がある団体

### 文化活動団体とは・・・

養父市内公民館に団体登録し、市内で活動を行っている団体で、地域住民に鑑賞機会を提供する等市民の文化推進に寄与している団体

※ 具体的には・・・公益財団法人スポーツ安全協会による「スポーツ安全保険」に加入できる団体。

## 3 補助対象となる保険

公益財団法人スポーツ安全協会による「スポーツ安全保険」  
加入区分は「AW」（年間掛金1,450円）のみ

## 4 補助金の額

養父市内の中学生以下に係る年間掛金（実費）を団体に全額補助する。

※ 指導者に係る掛金及び振込手数料は補助対象外。

## 5 補助金の交付申請

各団体でスポーツ安全保険に加入後、補助金交付申請書に添付書類を添えて、当該年度の4月1日から2月末日までに提出。

### 【添付書類】

- (1) 団体規約等 (2) 団体員名簿
- (3) スポーツ安全保険加入依頼書(写)、領収書等、加入者及び掛金支払いを確認できるもの

### 【提出先】

〒667-0198 養父市広谷250番地1

100年のまなび共創課（養父市教育委員会事務局） TEL 079-664-1628

E-mail 100nennomanabi@city.yabu.lg.jp